法人設立手続の流れ

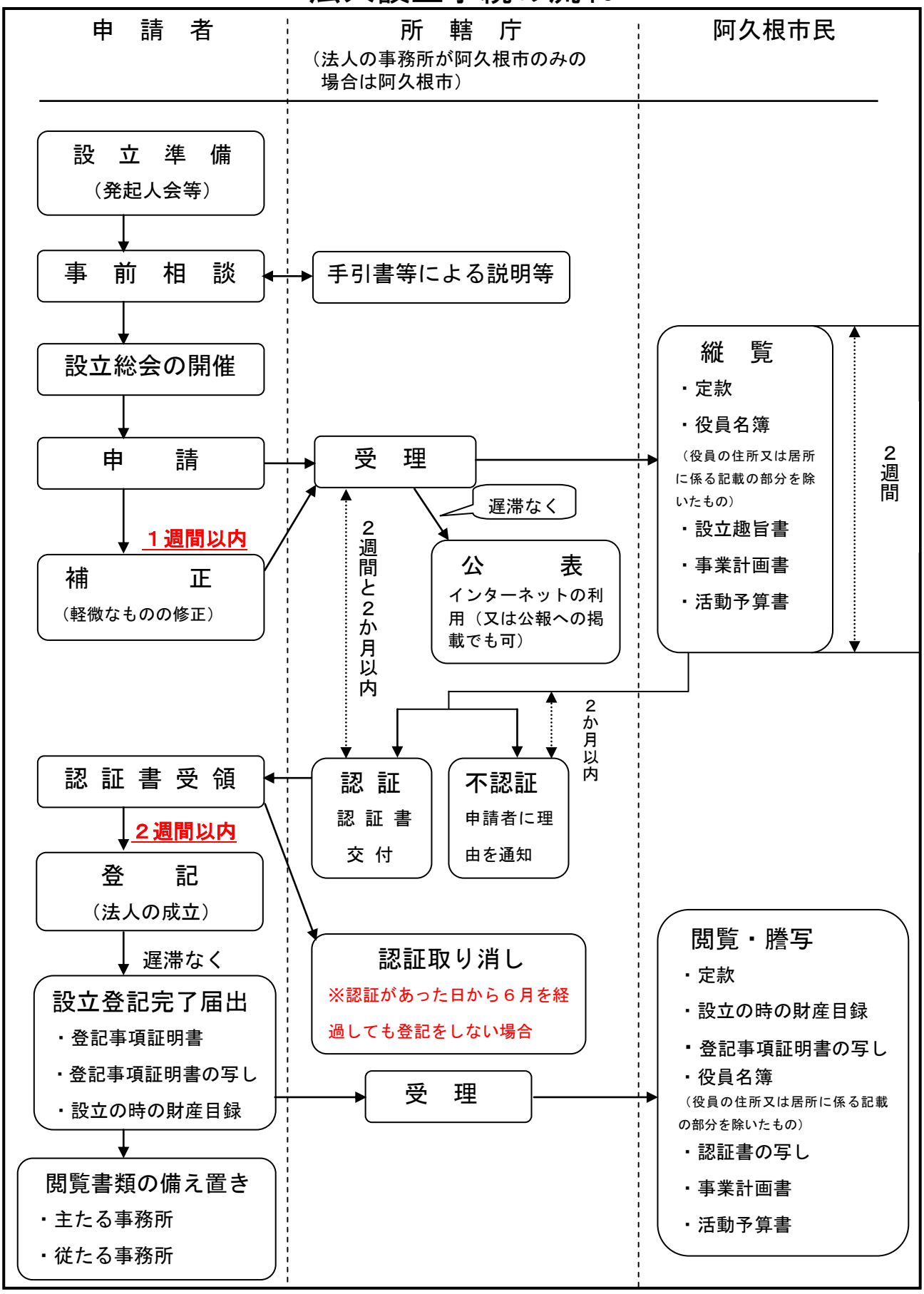
申　請　者
所　轄　庁
（法人の事務所が阿久根市のみの場合は阿久根市）
阿久根市民
設　立　準　備
（発起人会等）
事　前　相　談
手引書等による説明等
設立総会の開催
申　　請
受　理
遅滞なく
１週間以内
補　　正
（軽微なものの修正）
公　　表
インターネットの利用（又は公報への掲載でも可）
２週間と２か月以内
縦　覧
・定款
・役員名簿
（役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
・設立趣旨書
・事業計画書
・活動予算書
２週間
２か月以内
認　証　書　受　領
認　証
認　証　書
交　付
不認証
申請者に理由を通知
２週間以内
登　　記
（法人の成立）
遅滞なく
認証取り消し
※認証があった日から６月を経過しても登記をしない場合
設立登記完了届出
・登記事項証明書
・登記事項証明書の写し
・設立の時の財産目録
受　理
閲覧書類の備え置き
・主たる事務所
・従たる事務所
閲覧・謄写
・定款
・設立の時の財産目録
・登記事項証明書の写し
・役員名簿
（役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
・認証書の写し
・事業計画書
・活動予算書